

広島県告示第三百二十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和三年三月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

区域の名称	所在地	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
天応西条三丁目二〇（一）二九二	広島県呉市天応西条三丁目地内		
崩壊急傾斜地の自然現象の種類による原因となる土砂災害の発生原因	表区城示の		
次の一図のとおり			
天応西条三丁目二〇（一）二九二	区域の名称		
崩壊急傾斜地の自然現象の種類による原因となる土砂災害の発生原因			
次の一図のとおり	号三律の土戒定第区域年施推砂区す九域で行政進災域る条の定令に害等土砂二示め第へ関防に害に之る八平す止お災項及事十成る対け害にび項四十法策る警規法		

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県西部建設事務所呉支所に備え置いて縦覧に供する。